

(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業
環境影響予測評価実施計画書に係る
審 議 資 料

令和7年3月24日

目 次

○検討事項一覧	2
○審査経過等整理票	4
○指摘事項一覧	17

検 討 事 項 一 覧

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
0 事業内容		
0-1	評価項目選定表の「港湾施設の稼働」「施設関連車両の通行」について	今回
1 大気汚染		
1-1	工事中の船舶に由来する硫黄酸化物について	今回
2 水質汚濁		
2-1	水底土砂の調査地点について	今回
3 土壌汚染		
4 騒音・低周波音		
4-1	騒音の調査地点について	今回
4-2	「港湾施設の稼働」の評価の必要性について	今回
5 振動		
6 地盤沈下		
7 悪臭		
8 廃棄物・発生土		
9 電波障害		
10 日照障害		
11 反射光		

検 討 事 項 一 覧

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
12 気象		
13 水象		
13-1	潮流モデル鉛直方向層数について	今回
13-2	潮流解析のための既存資料について	今回
13-3	潮流のモデル構築を行う対象範囲について	今回
14 地象		
15 植物・動物・生態系		
15-1	埋立地の存在の影響について	今回
15-2	埋立地の調査地点について	今回
15-3	浚渫地の調査地点について	今回
15-4	藻場の調査地点について	今回
16 文化財		
17 景観		
18 レクリエーション資源		
18-1	レクリエーション資源の調査について	今回
18-2	利用実態の把握について	今回
19 温室効果ガス		
20 地域分断		
21 安全		
21-1	飽和交通流率について	今回
21-2	交差点交通量調査について	今回

0. 事業内容

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 資料1-2の27ページ、「5. 環境特性に基づき配慮しようとする内容」に記載のある「事業実施区域の東部海域には、区画漁業権(のり養殖)等が設定されており、漁業生産の場としても利用されています」というこの漁業生産の「場」については、実施計画書のどちらに記載があるか。 図書51ページ(図2-2-19)の「区画漁業権範囲」の緑着色のことでよいか。ここで「のりの養殖」が行われているという理解でよいか。 - 聞いて理解できたが、実施計画書に記載している箇所はあるか。 - 図書279ページの「環境特性に基づき配慮しようとする内容」のところに図をもう一度示すなどするとよいのではないか。 確認しづらいため、今後の図書の中ではどこを示しているのかわかるように対応をお願いしたい。	R6⑤口頭 R6⑤口頭 R6⑤口頭	- 図書51ページの「区画漁業権範囲」の緑着色部分が「のり」の区画漁業権を示している。 図面上、すぐ左側に今回の事業実施区域があるため、漁業生産の場に対する配慮が必要と考えている。 - 実施計画書の中に記載があるところはない。 - 承知した。予測評価書案の中で細かく示す。	確認事項
戦略的アセスの観点から言うと、計画策定段階ではいくつか案があって、検討されたものと思われるが、場所や埋立地の形状を決めた根拠について教えていただきたい。	R6⑤口頭	形状については、正方形に近い形を考えており、猿島付近に防波堤を設置することを考えていた。しかし、防波堤があるとわかめ等に影響が出ることが心配されるといった意見があり、なるべく潮流に影響を与えないことを考え、防波堤を設置しないこととした上で、現在の形状となった。 場所については、防災面を考慮し、横須賀市が半島に位置しているため、災害時に孤立する可能性があるのを、その際の物資補給の起点となることを考慮し、市中心部に近い場所を選定した。また、追浜などの横浜市に近いほうはすでに埋立てがかなりされていること、計画地より南側の観音崎は自然環境のいい場所であることなどを踏まえ、総合的に判断して場所を選定した。	確認事項
承知した。			
埋立て部分に隣接する場所の建物や施設について、今回の計画と併せて工事をするのは想定されるのか教えていただきたい。	R6⑤口頭	埋立てに併せて周りで新しい関連整備が行われるような予定は、今のところない。	確認事項
承知した。			

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・用語の意味するところをまず確認させていただきたい。 図書5ページに「ふ頭用地」「港湾関連用地」と2つ言葉が使われている。 「港湾関連用地」が民間事業者に売却されるということになっていて、港湾における物流・人流などの輸送増進の用地で、保管施設、流通施設、旅客施設、港湾関連業務施設等々、各種施設がここには作られるということが想定されている。 それを前提とした上で、評価項目の選定表、図書296ページの「土地または工作物の存在及び供用」に、「港湾施設の稼働」「施設関連車両の走行」とある。ここで「港湾施設」や「施設関連車両」と言っている施設が、具体的にどこまでを含むのかが明確ではない。 ただ先ほど、廃棄物は考慮しなくていいのかという質問に対し、船舶の運航等に伴うものなので廃棄物は出ないという答えを聞くと、ここで言っている港湾施設、施設というのは、図書5ページに記載の各種港湾施設、つまり民間事業者に売却されない部分の施設のみを指しているのであって、売却予定地につくられるであろう港湾関連のその他の各種施設については考慮されてない、というように理解したが、その理解でいいか。 ・図書296ページで言っている港湾施設は、先ほどの御説明だと、野積場と荷さばき地だけを含めて港湾施設というふうに表現されているということか。つまり、この港湾施設の中にどういう施設がどこまで入っているのかということが明確にならないと、評価項目として選定したもの、選定しなかったものの妥当性が判断できないので、そこをはっきりさせてほしい。 ・そういう想定だということは、今確認できたが、ただそれだけでいいのかというのも疑問である。先ほどの民間事業者に売却する用地において、建設されるであろう施設による環境負荷というのも、それなりに想定されると思われるので、通常であれば建設されるであろう施設というものを前提に、調査予測評価していただくというのが、望ましいアセスのあり方ではないかなと思う。	R6⑤ 口頭 R6⑤ 口頭 R6⑤ 口頭	・「ふ頭」には荷さばき施設、保管施設と書いてあるが、イメージ図としては、荷さばき施設である荷さばき地と野積場という絵になっている。 「港湾関連用地」については、用途として保管施設ということで、イメージ図としては、フェリーで積みおろしをするシャーシと完成自動車を並べている絵になっている。 図書296ページの対象事業に係る評価項目選定表で、供用開始した後、港湾施設が稼働するときの予測については、ふ頭用地の中の野積場がフルに使われ始めたというものを想定しているが、まだそこまで細かいことは図書の中では触れていないので、その辺りの説明が不足していて、わかりにくかったと思う。 売却地については、実際にどういった施設ができるのかというのは想定しにくいですが、ふ頭に関連するような施設に使われてほしいと思っているところもあるので、予測評価書案の段階でどういったものを予測の中に取り入れるか、もう少し細かい表記ができるように工夫したい。 ・施設というと建物や設備みたいなものがイメージされるが、野積場、荷さばき地ということで考えている。 ・隣で自動車運搬船とフェリーが荷を運んで、そこで何も降ろさないでそのまま運んでいってしまう事業をやっている、同じようなニーズがあるとは考えている。 今のところ、廃棄物が出るような施設は建たないであろうとは考えているが、今後、ニーズ調査も進めていく中で、予測評価書案でそこに建つであろうと思われるものをもう少し絞り込むことができれば、何かしらの回答をできるようにはしたいと思っている。	検討事項 (0-1)

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 海域での工事に関連して、海上交通安全上の懸念は何か考えられるのか。	R6⑤ 口頭	・ 工事实施の際には海上保安部と協議し、陸上の交通誘導と同様、海上に警戒船を配備し安全を確保しつつ、作業を進めることになると思われる。	確認事項

1. 大気汚染

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 大気汚染について、工事の実施に伴う硫黄酸化物を評価項目に選定しない理由として、「硫黄酸化物については燃料中の含有量が規制強化されていることから、項目として選定しない」としているが、これは作業船について評価項目に選定しない理由には当てはまらないと思うがどうか。 - よろしく願います。 (審査会後のメール) - 審査会での発言の趣旨は次のとおりである。 燃料油中硫黄分規制の強化を理由に、作業船を利用する「工事の実施」で硫黄酸化物を非選定としている。しかし、「存在及び供用」においては入港船舶からの硫黄酸化物を選定している。規制強化は船の種類に依らないので、後者で選定するのであれば前者でも選定すべきではないか。	R6⑤ 口頭	確認して、次回の審査会で回答する。	検討事項 (1-1)

2. 水質汚濁

審 査 経 過 等 整 理 票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
水底土砂の判定基準に示された項目の調査をする地点が1地点であるが、埋立てに使う土砂の測定はもう少し細かくしたほうが良いと思うが、どのように考えるか教えていただきたい。	R6⑤ 口頭	港湾計画の改訂にあたり、横須賀港全域の調査を実施しており、その事例にならって、代表的な地点をして1地点での調査とした。意見を踏まえ、地点数については検討したい。	検討事項 (2-1)

3. 土壌汚染

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 今回、土壌汚染を評価項目に選定していないが、懸念されることがあるので質問する。今回は浚渫土砂を公有水面の埋立てに利用する計画であるが、水底土砂の判定基準は、土壌汚染対策法の指定基準や土壌の環境基準に比べると、10倍くらい緩い基準となっている。そのような基準の緩い土砂を利用して埋め立てると、埋立て後の土地が、土壌汚染対策法の基準を超過して、形質変更時要届出区域などの、管理が必要な土地として指定されるおそれがあるが、どのように考えているか教えていただきたい。 - 土壌汚染対策法の区域の指定を受けると管理等が大変になると思われるので、環境部局とも調整し、対応を検討していただきたい。	R6⑤ 口頭	基準を満足している土砂を利用して埋め立てることが前提となるが、はじめは浚渫土砂を利用する。その後、土壌汚染対策法の対象となる深さになった場合は、土壌汚染対策法の基準に配慮しなくてはならないと考えている。今後、計画をつめ、予測評価書案の段階で考えを示していきたい。	指摘事項 (3-1)
公有水面の埋立てにあたり、建設発生土の利用も想定されていると聞いたが、受け入れる建設発生土の土壌汚染について調査をするのか教えていただきたい。汚染された発生土を受け入れると海洋汚染が広がる懸念があるため確認したい。	R6⑤ 口頭	受け入れる建設発生土については、受け入れる際に土壌汚染対策法の基準を満足していることがわかるよう、検査を実施する。	確認事項
承知した。			

4. 騒音・低周波音

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 騒音に関する評価地点について、図書315ページ(図4-1-3)に記載の港湾の方に向かっている青い線、工事用車両の主な走行ルート上、TN2、TN3地点と記載している間に車両走行ルートがあるが、ここには評価点がない。その理由を説明してほしい。	R6⑤ 口頭	・ 現地は大型の車両が少々通りにくいといったところもあるが、これについては検討を進めたい。	検討事項 (4-1)
・ 供用開始後は、港湾施設の稼働に関しては騒音の評価をしないという計画のようだが、荷を下ろして積むといった時に発生する音は考えなくてもよいか。	R6⑤ 口頭	・ 現在、隣で東京九州フェリーの往来や、キャリアカーが走行しているが、環境基準等は、オーバーしていないこともあり、評価項目の選定はしていない。予測評価書案を作る時点で、検討していきたい。	検討事項 (4-2)

8. 廃棄物・発生土

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 供用後について、廃棄物の発生がないと見込んでいるようだが、船が着岸し、物が入り出す中で、本当に廃棄物の発生が想定されないのか教えていただきたい。 ・ 承知した。	R6⑤ 口頭	・ 利用が想定されるものに自動車運搬船による輸出とフェリーがある。自動車運搬船については、廃棄物が出るとは考えていない。フェリーは隣接するふ頭でも利用されているが、トラック等が通過するだけで廃棄物が出ていないので、同様に考えている。	確認事項

審 査 経 過 等 整 理 票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 多層レベルモデルは、鉛直方向は何層くらいに分け潮流解析を行うのか。		・ (次回審査会にて回答)	検討事項 (13-1)
・ 潮流のモデル評価を行う際に既存潮流資料を使うと思うが、図書の中では上下2層とあり、それだけで詳細な評価のための資料として十分なのか。		・ (次回審査会にて回答)	検討事項 (13-2)
・ 潮流のモデル構築を行う対象範囲はどこか。		・ (次回審査会にて回答)	検討事項 (13-3)

15. 植物・動物・生態系

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
(審査会前のメール) 海域環境の変化について 建設予定の新港は大規模な埋立てと浚渫を伴う。海流との関係から、猿島周辺の海藻の生育に対する影響があるのではないかと懸念するが、その点についてお答えいただきたい。	R6⑤ 口頭	猿島周辺の海藻への影響については、調査の中で、藻場調査も含んでいる。 この水域で漁業を営んでいる方たちからからは、砂が移動しているとか、昔はここに藻場があったという話も聞いているので、十分ヒアリングをして整備を進めていきたい。 猿島周辺の海域への影響としては、猿島の横に防波堤を作って、少し潮流をコントロールして、静穏度を高めようというような計画もあったが、水域利用者の方たちの話を聞く中で、なるべく今の潮流の状況を保てるような形状に変更している。	確認事項
埋立地の存在の予測方法で、水質予測結果を踏まえてとあるが、存在そのものの影響というものがこれだと読み取れないので、そこはいいのかどうかよく確認してほしい。	R6⑤ 口頭	埋立てによる消失という部分も、予測評価の段階で考慮できるように検討していきたい。	検討事項 (15-1)
それに合わせて埋立地になる場所の調査地点がそこにはないのはどうしてなのか。何か大事なものがいるかもしれないが、これだと調査に引っかけっこない。	R6⑤ 口頭	調査地点がないということに関しては、再度検討する。	検討事項 (15-2)
埋立地の存在だけでなく、今回、浚渫もある。浚渫される場所の生態系は平気なのかが、この予測方法の中には書かれていない。	R6⑤ 口頭	併せて検討する。	検討事項 (15-3)
ヒアリングしたら、藻場がかつてあった場所がなくなったり、移動していくという話があった。現在ないからいいという話ではなくて、その可能性がある場所については、丁寧に予測評価して、必要に応じて保全対策をとっていただきたい。	R6⑤ 口頭	予測評価書案の段階でその辺も含めて検討していきたい。	検討事項 (15-4)

18. レクリエーション資源

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
(審査会前のメール) レクリエーションの場・景観の保全について うみかぜ公園の一角は、近隣に三笠公園などもあり、多くの人々が訪れる場所であり、視点場としても重要であり、貴重な海辺のレクリエーション基地のひとつであろうと思われる。 教育施設、医療施設、福祉施設などの施設利用者は公園利用者としても重要な存在ではないかと推測する。 うみかぜ公園を含む一帯のレクリエーション利用地点については、利用者層や利用経路、利用実態(季節変化など)も丁寧に調べ、工事中、供用開始後において、人々の自然とのふれあいやレクリエーションに影響がないように図っていただきたい。 なお、図書269ページにある公園機能の分類で、同公園は「バーベキュー」となっているが、それだけではないと思われる。	R6⑤ 口頭	- この公園部分の改修については、地域や市内の人たちの意見を聞きながら、公園の利用方法について、その時の社会情勢や、どのようなスポーツが盛んになっているか聞きながら、公園の整備を進めていこうと考えている。 - そこで、公園でアンケートをとったり、丁寧に調べていきたいと思っている。 - あと、バーベキュー以外にも、広いスペースでいろいろなことをしている方達や、遊具広場などの利用もかなりあるので、十分配慮した中で、整備を進めていくことを考えている。	検討事項 (18-1)
- 現地調査に参加したところ、釣りをしている方、子供に海、水辺を見せていたり、バーベキューの準備をする方など見受けられた。 これらに関するものとして、「レクリエーション資源」と「地域分断」について教えてほしい。 利用実態をどのように定量的に把握するのか教えていただきたい。「平日」と「休日」でかなり利用実態が異なってくると思われる。特に「休日」の観測をどのように行うかが重要になる。 「アンケート」と同時に「利用実態の把握」、「行動観察調査」といったものをなさる予定があるのか確認するための質問をした。	R6⑤ 口頭	年間で一番人が集まる時期を対象としたいと考えている。時期の選定については、公園、散歩道などを長年管理している市の関係者にヒアリングをして状況を把握してから決めたい。	検討事項 (18-2)
工期が長いこともあり、現在、うみかぜ公園やその付近を利用している方々にどのようにいつ頃から制約をあたえていくか。	R6⑤ 口頭	- 今は事業実施の段階ではなく、計画の内容を検討している段階ということで、地元の説明している。 - アセス手続きの他、地域の方々、水域利用の漁業者さんとの交渉など調整を経た上での工事着手になるので、正確にいつ頃から制約をかけていくというのは、答えられる段階ではない。	確認事項

20. 地域分断

審査経過等整理票

【((仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書)】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 「地域分断」評価項目を選定していないが、海辺、水辺のアクセスに影響があることを想定すると、本当にこの項目の選定をしなくてよいか。	R6⑤ 口頭	・ 公園が消失される部分については、埋立部分に付け替えることから、海と陸地の分断は解消され则认为している。	確認事項

21. 安全

審査経過等整理票

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書】

令和6年度第6回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 船舶の運航の拡大を目指して埋立を行うとのことだが、運航に必要な燃料の供給施設を設置する予定はあるか教えていただきたい。もし、設置するならば危険物を取り扱うことになるため、重要な情報になる。 - 承知した。	R6⑤ 口頭	船舶の運航に関わる燃料の施設について、埋立地に造る予定はない。	確認事項
- 安全(交通)について、安全施設、安全対策について調査する上で、事故の発生状況等は調べないのか。事故発生状況等のオープンデータ等も使えるようになってきたため、そのようなデータも活用するとよい。 - 事故多発地点について把握しているとの事、承知した。オープンデータも確認してほしい。	R6⑤ 口頭	調査した交通事故の発生地点は、実施計画書の27ページにあるプロットしているものであり、これを予測評価書案の時点で更新し状況を把握することを考えている。	確認事項
交通容量が十分かどうか計算する際に用いる飽和交通流率について、最近では実測値が低下し、予測モデルを用いると過大な値となり、適切な評価ができないことが分かってきたため、飽和交通流率に実測値を用いることの検討をお願いしたい。	R6⑤ 口頭	今後検討し、予測評価書案に反映させるつもりである。	検討事項 (21-1)
2箇所の交差点交通量調査地点について、この地点を選んだ理由と、調査する交通上の問題が起きそうな地点として適切かどうか、を説明できるようにしていただきたい。	R6⑤ 口頭	2箇所を選んだ理由については、予測評価書案で説明できるよう、補足調査が必要になるかどうかも含め、示させていただきたい。	検討事項 (21-2)

指 摘 事 項 一 覧

【(仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響評価実施計画書】

令和6年度第6回

I. 答申事項

評価項目	反映する内容
土壌汚染	(1) (個別事項) 埋立てに使用する土砂について 埋立てに使用する土砂について検討するに当たり、水底土砂の判定基準は土壌汚染対策法の基準に比べて緩い基準であることから、浚渫土砂による埋立てを行うことにより、埋立て後の土地が同法の基準を超過するおそれがあることに留意する必要がある。

II. 要望事項

評価項目	反映する内容

III. 訂正事項

評価項目	反映する内容